

給付金申請の際の注意事項と記入例

- ・職員厚生会ガイド・ホームページの該当箇所をよくご確認の上、ご申請ください。
- ・給付金申請書は遁送便または郵便で「職員厚生会 福利係」宛てにお送りください。
「労務厚生課」や「職員共済組合」には送らないようお願いいたします。
- ・給付金申請書が時効の満了日までに職員厚生会に到着しないと時効になります。申請書を記入した日ではありませんのでご注意ください。
- ・育休中や休職中の方は職員厚生会費や互助給付金掛金の未納があると給付できません。
職員厚生会から届いた納付書の期限内にお振込みをお願いいたします。
- ・ご申請の際はクリアファイルに入れず、給付金申請書と必要書類のみをお送りください。

厚生会決裁欄
です。
押印しないで
ください。

提出日

給付金申請書

担任	係長

(宛先) 川崎市職員厚生会会長

令和 年 月 日

川崎市職員厚生会給付金給付規程に基づき、次のとおり申請します。給付金は、厚生会登録口座へ振り込んでください。

申請人	所属	電話	-	(外線を記入してください *育休中の方は連絡の取れる電話番号)				
	○○	局室区	△△	部	□□	課	◇◇	学校 保育園 出張所
職員コード・氏名(自署・旧姓使用の場合も戸籍上の氏名を記入) 020***** 厚生 華子(自署)							弔慰金	
療養 見支 舞援 金金	療養期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	死亡者氏名	続柄		
	添付書類	※所属長の証明(下記)、戸籍全部事項証明書のコピーの いずれかが必須です。						
	(①②の 両方提出) (職員情報システムから印刷)	・申請人が所属長の場合、上司の証明が必要です。 ・公的証明書を添付する場合は死亡日・申請人との関係が分かる ※添付書類が必要な場合(死産・養父母)については職員厚生会ガイド						
育児休業見舞金		給付基準日	承認期間		添付書類			
看祝金	令和 年 6月1日	12月2日～ 6月1日		育児休業承認通知書のコピー				
	令和 年 12月1日	6月2日～12月1日		(育児休業承認期間に、各承認期間が全て入るもの)				
出産祝金	配偶者・パートナー(旧姓で記入) 配偶者・パートナー名を記入。 申請者名ではありません。	配偶者又はパートナー 生年月日	昭和 年 月 日	平成 年 月 日	※改姓した方は「口座登録依頼書 (兼変更届)」と一緒に提出してください ※所属長証明が必要です(下記) ※所属長証明にかえて 戸籍全部事項証明書のコピーでも可			
	出産児氏名	続柄	長男 長女 など	生年月日	令和 年 月 日	添付書類 母子健康手帳の「出生届出 済証明」欄のページのコピー		
入学祝金	区 分	□ 小学校入学 □ 中学校入学 □ 中学校卒業	入学・卒業者氏名(1名のみ記入)	続柄	長男 長女 など	生年月日	平成 年 月 日	
	令和 年 月 日	所属	役職名	氏名	印	令和 年 月 日		
特別会員退会金	(特別会員)入退会年月日	平成 令和	年 月 日	～	令和 年 月 日			
所属長証明欄	<input type="checkbox"/> 療養支援金 申請人は、別紙の傷病により令和 年 月 日～令和 年 月 日まで勤務することができなかったことを証明します。 <input type="checkbox"/> 療養見舞金 であることを証明します。 <input type="checkbox"/> ※弔慰金 死亡者は、申請人の(続柄) であることを証明します。 <input type="checkbox"/> ※結婚祝金 申請の内容は、事実に相違ないことを証明します。							
*給付金の申請期間は、給付事由の生じた日から起算して2年間です。2年経過後は、申請の権利が時効により消滅します。 *同時に給付種別が2つ以上ある場合でも、1枚で申請できます。 ただし、同一種別で2件以上ある場合には、申請書はそれぞれ提出してください。 *共済組合の弔慰金との併給はできません。								
厚生会使用欄			療養支援金/療養見舞金		給付種別	金額		
給付決定額	千	円						
付記	厚生会使用欄です。記入しないでください。							
合付年月日								

所属長証明と添付書類	
配偶者	会員本人との続柄 が分かり、除籍または 死亡日の記載のある 公的書類。場合によっては複数枚。
子ども	または
実父母	必要
死産	+ 死産の証明
養父母	+ 会員本人の戸籍 全部(個人)事項証 明書

改姓(戸籍上の名前が変わった場合)は新姓の口座への登録変更手続きが必要です。「申請書等ダウンロード」内の「口座登録依頼書(兼変更届)」をご提出ください。

両親の名前欄も記入の上、コピーしてください。

*ご不明な点は職員厚生会福利係(200-3456)までお問い合わせください。